

軽自動車税申告事務取扱要領

第1 趣 旨

この要領は、郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号。以下「条例」という。）第74条に規定する軽自動車税に関する申告に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 軽自動車税に関する申告の対象

1 条例第74条第1項に規定する申告（軽自動車税申告）

- (1) 新たに軽自動車等を所有又は使用することとなった場合
- (2) 所有者等の変更や市外から転入で、定置場が市内に変更となった場合
- (3) その他、車両種別の変更等により、新たに標識の交付が必要な場合

2 条例第74条2項に規定する申告（変更申告）

- (1) 所有者等の変更で定置場の変更が市内で完結し、標識の変更が必要ない場合
- (2) その他、申告事項の変更で、標識の変更が必要ない場合

3 条例第74条3項に規定する申告（廃車申告）

- (1) 軽自動車等のき損や滅失又は所有者等の死亡により、当該軽自動車等を所有又は使用しないこととなった場合
- (2) 所有者等の変更や市外への転出で、定置場が市外に変更となった場合
- (3) その他、申告事項の変更により、標識を返納する場合

第3 附 則

（施行期日）

- 1 この要領は平成31年4月1日から施行する。